

地域生活定着支援 センターがめざすもの

刑務所や少年院など矯正施設に入所している方の中には、高齢や障がいによって地域で自立した生活を送ることが困難な方がいます。その背景は様々ですが、「生きづらさ」を抱え社会的に弱い立場にあり、社会が受け入れ体制を整え支えることが必要な方たちです。

地域生活定着支援センターは、こうした方々が必要な福祉サービスにつながり、退所後に地域で安心して暮らすことができるよう支援を行っています。また、矯正施設に入所している方だけでなく、罪を犯した高齢や障がいのある方についてのご相談にも幅広く応じています。

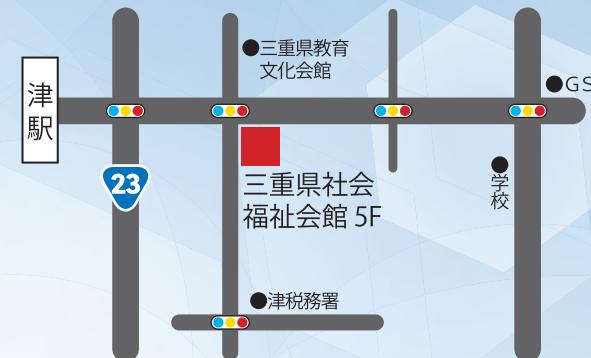
地域に居場所を見つけ、
役割を感じてもらえるように。
そのひとの生活が豊かになるように。
再び罪を犯すことなく暮らせるように。

・・・そして・・・

誰もが受け入れられる
地域社会でありたい。

私たちはそう考えています。

- ※ 常に懇切で誠意ある態度で対応し、
本人の意思や主体性に基づいた支援をします。
- ※ 密密の保持、個人情報保護の適正な取り扱いに
十分配慮をして支援をします。



〒514-0003
三重県津市桜橋2丁目131
(三重県社会福祉士会館5階)
TEL: 059-221-1025
FAX: 059-229-1314
MAIL: sien-center@star.ocn.ne.jp
月曜日～金曜日 8:30～17:15
(祝・年末年始を除く)

三重県委託事業

三重県地域生活 定着支援センター

受託:一般社団法人三重県社会福祉士会

地域生活定着支援センターについて

矯正施設に収容されている人のうち高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする方が地域で安定した生活ができるようにするために、平成21(2009)年度より厚生労働省が各都道府県に地域生活定着支援センターの設置を進めました。三重県では平成22(2010)年に一般社団法人三重県社会福祉士会が三重県より委託を受け運営に当たっています。

令和3(2021)年度からは被疑者・被告人段階の高齢者や障がいがある方に対する被疑者等支援業務も開始され、現在は保護観察所や矯正施設等の司法機関や福祉関係機関と連携・協働し、身体の拘束中から釈放後まで、一貫した支援を実施しています。

三重県地域生活定着支援センターの5つの業務

被疑者等支援業務

逮捕～釈放

保護観察所からの依頼に基づき、被疑者・被告人に対して福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後も継続して必要な支援を行います。

- ・勾留先での面接
- ・受入施設への助言
- ・各種手続き
(行政、障がい福祉、介護保険、社会保障等)

コーディネート業務

矯正施設
入所中

保護観察所や県外の定着支援センターからの依頼に基づき、矯正施設入所中から受け入れ先調整や必要な手続き支援を行います。

- ・矯正施設での面接
- ・他県定着支援センターへの依頼
- ・住まいの調整
- ・各種手続き
(行政、障がい福祉、介護保険、社会保障等)

フォローアップ業務

矯正施設
出所

矯正施設退所後(コーディネート終了後)に地域や福祉施設などへ入所したあとも、生活状況の確認や必要な助言等、継続的に支援します。

- ・本人との面接
- ・受入施設への助言
- ・住まいの調整
- ・各種手続き
(行政、障がい福祉、介護保険、社会保障等)

再出発を地域と共に支えます

保護
観察所

検察庁

矯正施設

行政機関

司法関係

社会福祉
協議会

生活困窮者
支援関係

医療機関

児童福祉
関係

高齢者福祉
関係

障害福祉
関係

相談支援
機関

介護保険
関係

相談支援業務

地域に暮らす矯正施設退所者などに対し、福祉サービス利用等に関する助言、支援を行います。

普及啓発

当事業について、研修や広報誌の発行など、広く周知・啓発を行っています。司法と福祉をつなぎます。